

出来事（2020年6月）

1. 食品添加物の新規指定

6月18日、ジフェノコナゾールが、食品添加物に指定された。（466品目）

使用基準：ばれいしょ1kgにつき0.004gを超えて残存してはならない。

2. 食品添加物の規格基準の告示

6月18日、ジフェノコナゾール、イソアルファー苦味酸、高級脂肪酸（カプリル酸、カプリン酸、ステアリン酸、パルミチン酸、ベヘニン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸）、生石灰の成分規格が設定されました。また、アセト酢酸エチルの成分規格が改正された。

さらに、アゾキシストロビン（ばれいしょへの使用）の規格基準の改正について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の6月17日から持ち回りで審議された。

3. 遺伝子組換え技術応用食品添加物の指定

6月16日、内閣府食品安全委員会において、「JS1252株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ」（*）及び「Rhodobacter sphaeroides 168株を利用して製造された香料バレンセン」について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断され、厚生労働省に通知された。

*でんぷんの加水分解酵素で、パンの品質の持続効果等

4. ワインの品質保持に使用される炭酸カルシウムの健康影響評価

6月16日、内閣府食品安全委員会は、ワインの品質保持に使用される炭酸カルシウムについて、LOAELを3,000 mg/人/日とし、新たな知見として提出された資料についても、当該食品健康影響評価の評価結果に影響がないと判断された。

5. 乳等省令の改正

第2条の「乳」の定義に、「生水牛乳」が加えられ、「生乳、牛乳、特別牛乳、山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳となった。

6. 食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

業種別ガイドラインが、順次作成され、公表されている。

5月14日 81業種 5月27日 131業種 6月13日 143業種

食品製造業関係では、一般社団法人食品産業センターから、5月14日に公表された。

7. 食品添加物表示

食品添加物表示で課題とされてきた「人工」「合成」の文言については削除され、「人工甘味料」「合成甘味料」「合成着色料」「合成香料」等の表示はなくなる。近々、官報告示されると思われる。

また、「無添加」表示については、ガイドラインの検討会が年内に立ち上げられ、来年中にガイドラインが作成され、「無添加表示」は禁止されるものと推察される。

8. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 6月18日、長野県御代田町で産出されたコシアブラについて、出荷制限がなされた。

9. 消費者保護法の改正

- ・保護の対象：労働者に限られていたが、退職者（退職後1年以内）と役員が加えられた。
- ・保護される通報：刑事罰のみから行政罰も対象に加えられた。
- ・保護の内容：通報に伴う損害賠償責任が免除されることになった。

6月8日に、参議院において全会一致で可決され、成立した。

10. 食品添加物の再評価：

ケイ酸アルミニウムナトリウム(E 554)とケイ酸アルミニウムカリウム (E 555)の再評価
EFSAの食品添加物と香料に関するパネル (FAF) は、ケイ酸アルミニウムナトリウム(E 554)とケイ酸アルミニウムカリウム(E 555)の安全性は評価できないと結論した。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6152>

11. 新興のデータは、COVID-19が脆弱な国で飢餓を加速させていることを示唆

国連食糧農業機関 (FAO) による評価は、COVID-19のパンデミックとその影響が、この病気の発生前に既に食糧不安の国では、飢饉を後押ししていることを強く示唆した。

<http://www.fao.org/news/story/en/item/1280414/icode/>

12. 米国FDA は意図的異物混入規制ガイダンス案の第3段の意見募集期間を8月14日まで延長 食品防御の是正措置、食品防御の検証、食品防御計画の再分析、記録

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-extends-comment-period-third-installment-draft-guidance-intentional-adulteration-rule>

13. 亜セレン酸トリグリセリドの新規食品 (NF) としての安全性評価

EFSAのパネルは意図した使用条件でこのNFとしての安全性は確立できないと結論した。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6134>

14. 水銀による金採鉱は何マイルも下流の人々の健康の脅威

ペルーのアマゾンでの小規模な金の採掘は、鉱山労働者だけでなく、近隣のコミュニティにも健康被害をもたらす。鉱業に最も近いコミュニティが曝露の矢面に立つという一般的な仮定に反して、新しい非職業的水銀曝露は、鉱業から数百キロ離れた先住民のコミュニティで発生することが示された。魚が食事の重要な部分である地域社会では、髪の水銀が最高レベルである。12歳未満の子供では、世界保健機関のガイドラインを超える。IQも4.68ポイント低く知的障害を持っていることが判明した。この影響は、セイシェル共和国での出生前水銀曝露に関する以前の研究で検出されたものの約4倍である。

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-05/du-gmw052820.php

* 報告書作成者は、ペルーアンデスで青色の池を目撃したことから、アナトー色素の水銀汚染を疑い、NATCOL（天然色素の国際的な業界団体）を通じて、JECFAに働きかけた。今日のアナトー色素の水銀規制の出発となった。

15. 輸入食品の違反事例

- ・伊藤忠食糧株式会社が、エクアドルから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、2,4-D 0.40ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。
* 2,4-D (2,4-ジクロロフェノキシ酢酸) : 除草剤
- ・株式会社神戸物産が、中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：ブロッコリー」の命令検査で、プロシミドン 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示された。
* プロシミドン : ジカルボキシイミド系の殺菌剤

(作成 : 2020 年 7 月 1 日)